

令和4(2022)年4月から令和5(2023)年2月 末までに特別児童扶養手当の認定請求また は額改定請求(増額)をされた方へ

給付金の支給手続き

令和4(2022)年5月から令和5(2023)年3月のいずれかの月分の特別児童扶養手当の受給資格または額改定の認定を受けた方で、次の①または②に該当する方

- ①令和4(2022)年度**住民税(均等割)が非課税**の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4(2022)年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です(令和5(2023)年2月28日まで)。

※既に本人または配偶者等が児童手当または特別児童扶養手当受給者として対象児童の給付金を受け取った場合は、申請できません(対象児童の重複算定不可)。

※税申告をしていない方は、税申告後に給付金申請をしてください。
(令和4(2022)年1月1日時点でみよし市外在住者は非課税証明書が必要です)

▶ 申請書(子育て支援課窓口で配布またはみよし市ホームページからダウンロード)に振込先口座などを記入して、必要書類とともにみよし市子育て支援課窓口に**直接**、または**郵送**でご提出ください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

【お問い合わせ】

みよし市役所子育て支援課
0561-32-8034(直通)